



件名	令和6年能登半島地震について
<p>令和6年1月1日(月)発生の能登半島地震については、次のとおりです。</p>	
<p>1 地震の概要</p>	<p>発生時刻 令和6年1月1日(月) 16時10分 震源地 石川県能登地方(北緯37.5度、東経137.2度) 震源の深さ ごく浅い 地震の規模 マグニチュード7.6 市内の震度 震度5強(泉町、水牧)</p>
<p>2 被害状況(令和6年1月24日13時現在)</p>	<p>人的被害 死亡者・重傷者なし 軽傷者2人</p> <p>建物被害 住家被害 全壊6件、大規模半壊1件、中規模半壊3件、半壊2件、準半壊49件、一部損壊687件(瓦の落下など) 非住家被害 252件(ブロック塀・灯籠・墓石の倒壊など) ※罹災証明書発行件数 687件(1月3日から発行) ※ブルーシート配布件数 66件141枚(1月3日から配布)</p> <p>国道・県道 国道359号(内山地内)道路崩壊 全面通行止め 国道471号(後谷地内)クラック、電柱傾き 全面通行止め 県道福岡宮島峡公園線(森屋地内)道路崩落 全面通行止め 県道仮生末友線(八伏地内)道路崩落 全面通行止め 県道砂子谷埴生線(松尾地内)路肩崩壊 片側交互通行 国道471号(谷坪野地内)段差、クラック・沈下 コーン設置 国道471号(本町地内)歩道陥没 コーン設置 国道471号(JINJIN前) 後谷地下道目地破損 通行止 県道小森谷庄川線(杉谷内地内)側溝蓋破損 コーン設置 県道津幡宮島峡公園線(森屋地内)段差 コーン設置 県道小矢部伏木港線(田川地内)橋段差 コーン設置(段差解消) 県道坪野小矢部線(新富町地内)側溝沈下 コーン設置 県道砺波小矢部線(綾子地内)歩道陥没 歩道規制</p> <p>河川 北蟹谷地区 普通河川五郎丸川 河道埋塞</p> <p>市道 埴生地区 市道吉和台縦5号線ほか複数路線 舗装、消雪の破損 片側通行 市道保養センター線(寿永荘) 路肩欠所 片側通行 市道源平線 道路陥没、倒木 通行止 市道埴生大池線 路肩欠所 通行止</p> <p>石動地区 市道小矢部島分線(登坂) 舗装破損 通行止(解除) 市道中学校横2号線 石動中学校擁壁損壊 通行止</p>

	南谷地区	市道岩尾滝了輪線 舗装破損 通行止 市道千石嘉例谷線 道路陥没 通行止
	荒川地区	市道芹川地崎線 舗装破損 通行規制
	宮島地区	県道小矢部津幡線～市道久利須線 崩土 通行止 (解除)
	北蟹谷地区	市道北一平桜線 道路陥没 通行止
	東蟹谷地区	市道平桜3号線 小矢部運動公園駐車場法面崩落 通行止 市道杉谷内線 路肩欠所 片側通行
公 園	小矢部運動公園	駐車場法面崩壊
上 水 道		525 戸断水 (解消)
下 水 道		污水管被災延長 L=13,230.75m (管路蛇行などによる流下能力低下・喪失)
農 地	7 箇所	田土砂流入 1 箇所 (埴生地内) 田法面崩落 2 箇所 (石坂地内、峯坪野地内) 田ひび割れ等 4 箇所 (和沢地内 1 箇所、金屋本江地内 3 箇所)
農業用施設	15 箇所	パイプライン破損 4 箇所 (石坂地内、道坪野地内、論田地内、法楽寺地内) 水路閉塞 1 箇所 (埴生地内) 水路破損 7 箇所 (金屋本江地内 1 箇所、岩尾滝地内 1 箇所、平桜地内 1 箇所、石坂地内 2 箇所、道林寺地内 1 箇所、和沢地内 1 箇所) 道路ひび割れ等 3 箇所 (石坂地内、峯坪野地内、埴生地内)
停 電	170 戸 (北一・五郎丸・八講田約 90 戸、埴生約 80 戸)	(解消)
公 共 施 設		本庁舎、津沢コミュニティプラザ、道の駅、城山公園、高齢者健康交流センターつざわランド、老人生きがいセンター、総合保健福祉センター、各保育所・こども園、かんだ放課後児童クラブ、各小中学校、各公民館、クロスランドおやべ、市民図書館、文化スポーツセンター、武道館 (通常どおり開庁・開館)
3	避難所の開設	
	1月1日 (月)	2 箇所開設 17 時 6 分 市民交流プラザ (避難者 365 人、延べ 646 人) ※1月8日 (月) 9 時閉鎖 17 時 24 分 津沢コミュニティプラザ (避難者 80 人、延べ 134 人) ※1月2日 (火) 15 時閉鎖
4	災害対策本部の概要	
	1月1日 (月)	17 時 10 分 災害対策本部設置 (小矢部消防署防災センター) 第 1 回災害対策本部会議 (被害状況等の把握) 18 時 33 分 第 2 回災害対策本部会議 (被害状況等の把握) 20 時 50 分 第 3 回災害対策本部会議 (今後の対応)

1月2日(火)	13時	第4回災害対策本部会議(今後の対応、支援の内容)
1月3日(水)	17時	第5回災害対策本部会議(今後の対応)
1月9日(火)	10時	第6回災害対策本部会議(対応状況等)

5 被災者への支援

別紙のとおり

6 その他

災害救助法の適用 1月1日(月)

激甚災害の指定 1月11日(木)

被災者生活再建支援法の適用 1月18日(木)

非常災害の指定 1月19日(金)

罹災証明書発行の臨時受付

1月6日(土)から8日(月) 8時30分から17時15分(市役所1階定住支援課)

1月13日(土)、14日(日) 8時30分から12時15分(市役所1階定住支援課)

1月20日(土) 9時から12時(市役所1階定住支援課)

災害ごみの臨時受付

環境センター 1月7日(日)、8日(月) 9時から12時、13時から16時

不燃物処理場 1月2日(火) 13時から16時

1月3日(水) 9時から12時、13時から16時

1月6日(土)から8日(月) 9時から12時、13時から16時

1月13日(土)、14日(日) 9時から12時、13時から16時

1月20日(土) 9時から12時、13時から16時

令和6年能登半島地震により被害を受けた方への支援について

(令和6年1月24日現在)

項目	担当課	支援内容
り災証明書の発行	総務課 (受付：定住支援課)	ご自身で加入している保険の請求やブルーシートの支給、ごみ処理手数料の減免などの公的支援の手続きの際に必要となるり災証明書の発行 ※被害状況が分かる写真（原則任意、自己判定方式を希望する場合は必須）
地震災害見舞金の支給（知事見舞金の支給）	総務課	地震により住居に被害（全壊・半壊）を受けた方への災害見舞金の支給 全壊10万円、半壊5万円
被災者生活再建支援金の支給	社会福祉課	自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給 支給額 ・基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）最大100万円 ・加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）最大200万円
災害弔慰金	社会福祉課	死亡者の遺族に対し、弔慰金を支給 支給額：生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円
災害障害見舞金	社会福祉課	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給 支給額：生計維持者 250万円 その他の者 125万円
災害援護資金の貸付	社会福祉課	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付け 支給額：最大350万円
住家の被害拡大を防止するための緊急修理 【準半壊相当以上の被害を受けた方】	総務課	今回の地震により、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）の必要な部分に対するブルーシートの展張等（市が修理業者と契約して実施） 1世帯当たり費用の限度額：5万円以内

項目	担当課	支援内容
日常生活に必要最小限度の部分修理	都市建設課	今回の地震により、「大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊」の被害を受けた住家について、屋根、床、外壁、基礎、ドア、窓、トイレ、浴槽など日常生活において必要不可欠な最小限度の部分の応急修理（市が修理業者と契約し実施） 1 世帯当たりの費用限度額 【全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合】70万6千円以内 【準半壊の場合】34万3千円以内
賃貸型応急住宅の一時提供	総務課	今回の地震により、住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を得ることができない方に対し、民間賃貸住宅を借り上げて一時提供 (入居人数) : (家賃(月額)) 1名 : 4万5千円以下 2名 : 6万円以下 3～4名 : 7万円以下 5名以上 : 8万5千円以下
生活必需品の給与又は貸与	総務課	地震により、「半壊」以上の被害を受けた世帯について、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して生活必需品を給与又は貸与
ブルーシートの支給	総務課	地震により屋根等が損壊した方へブルーシートを支給 ※生活部分(住居)に限る(車庫・倉庫等は対象外) □
危険ブロック塀の除去等に係る補助	都市建設課	道路に面する危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、個人が行う除去又は除去後の再設置について費用の一部を補助 【除却のみの場合】限度額10万円 【除却後に塀又は門柱の再設置を行う場合】限度額15万円
ごみ処理手数料の減免	生活環境課	災害ごみを環境センター及び不燃物処理場に直接搬入する場合のごみ処理手数料の減免
上下水道料金の減免	上下水道課	地震により、宅内配管が漏水や濁り水の解消などで通常よりも使用水量が増えた方を支援するため、水道料金・下水道使用料の一部を減免
市税の納付	税務課	災害により納付が困難な状況にある場合の納付相談

項目	担当課	支援内容
固定資産税の減免	税務課	災害の被害を受けた方への固定資産税の減免 【土地】土地の10分の2以上の面積に地割れ等の被害がある土地 【家屋】住家の被害認定調査により、半壊、大規模半壊、全壊に該当した家屋 【償却資産】地震により被害を受けた資産
後期高齢者医療保険制度の減免	市民課	災害により住宅・家財その他財産に著しい損害を受けた場合の保険料の減免
後期高齢者医療保険一部負担金の支払い猶予・免除	市民課	住宅の全半壊等の被災をされた方に対する医療機関等窓口での一部負担金の支払いの猶予・免除
国民健康保険一部負担金の支払いの猶予・免除	市民課	住宅の全半壊等の被災をされた方に対する医療機関等窓口での一部負担金の支払いの猶予・免除
国民年金保険料の免除制度	市民課	住宅、家財、その他財産について被害金額が概ね2分の1以上の損害を受けられた方への国民年金保険料の納付免除
介護保険料の減免	健康福祉課（砺波地方介護保険組合）	災害により住宅が全壊等の被害を受けた場合の保険料の減免
介護保険利用料の支払いの免除	健康福祉課（砺波地方介護保険組合）	住宅が全半壊等の被災をされた方に対する介護保険事業所等での利用料の支払いの免除
災害ボランティアセンター	社会福祉課（社会福祉協議会）	地震により、被災された方々の生活再建を支援するためのボランティアセンターを設置 （小矢部市社会福祉協議会 電話：0766-67-8611）
心身の不調などの相談	健康福祉課	心身の不調などの相談